

宮城県森林審議会議事録

日 時 : 平成30年12月19日(水)
午後1時30分から午後4時30分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎1階 みやぎ広報室

議 事

審議事項

- (1) 宮城北部地域森林計画の樹立について
- (2) 宮城南部地域森林計画の変更について

報告事項

- (1) 森林保全部会の審議状況について
- (2) 森林保護部会の審議状況について

(1) 開 会

【司会（横谷課長補佐(総括担当)）】

ただ今から宮城県森林審議会を開催します。本日は、年末のお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。また、各部会委員の皆様には午前中の部会審議に続きましてよろしくお願ひいたします。

始めに、会議の定足数ですが、宮城県森林審議会規程により、委員定数11名の半数以上とされております。本日は、9名の委員の皆様には御出席いただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。次に、会議の公開ですが、本審議会は宮城県情報公開条例及び宮城県森林審議会規程により、原則として公開されます。本日は、非公開とする審議事項等はありませんので、会議は公開で開催されます。

それでは、開催にあたりまして農林水産部次長の小杉から御挨拶申し上げます。

(2) あいさつ

【小杉次長】

皆さんこんにちは。農林水産部次長の小杉でございます。朝早くから県庁の方に足を運びいただき、各部会での審議をいただき、引き続き今年度2回目ということになりますが、宮城県森林審議会に御出席をいただき心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から宮城県の森林・林業行政に対しまして御指導・御協力をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。先日11月19日になりますが、「みやぎ森と緑の県民条例」が4月に施行されたということのを記念いたしまして、「宮城つながる森業交流祭」という行事を開催いたしました。県内外からお客様にお越しいただきまして、総勢500名の規模でシンポジウムだったり講演を聴いていただいたり、ポスターセッションを見ていただいたりということで、参加者・出展者の繋がりを深める良い機会になったと考えております。清和会長様には、当日オープニングの基調講演をいただきまして、他の委員の皆様にも開催に御協力いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

話は変わりますが、県内の森林は戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えております。この豊富な森林資源を伐って、使って、植えるという循環利用を推進していくことが重要な課題になっております。一方では、木材価格の低迷から森林所有者の経営意欲が低下して、管理放棄される森林の増加も懸念されている状況であります。このような中、今年5月に森林経営管理法が制定されまして、平成31年度から市町村が主体となる新たな森林管理システムが導入されることになりました。また、併せまして森林整備等の財源として、仮称ではありますが森林環境譲与税が創設される見込みとなっております。施行は平成31年4月からの予定になっております。制度の内容については後ほど詳細を紹介させていただきますが、狙いとしましては林業の成長産業化と森林の公益的機能の強化に向けた市町村を主体とする森林経営管理を進めていくというものです。県の方では、7月に森林経営管理制度推進会議という会議を設置しまして、各圏域地方振興事務所、地域事務所単位に市町村と森林組合に入らせていただきまして、制度定着に向けた準備に取り組んでいるところであります。御承知のとおり、市町村の体制が十分ではないということもございまして、市町村の取組をいかに円滑に進めていく

かということで準備に入っているところでございます。委員の皆様にも、御協力・御助言をいただければ幸いです。

本日は、審議事項としまして宮城北部地域森林計画の樹立及び宮城南部地域森林計画の変更を上程しているほか、報告事項としまして、森林保全部会及び森林保護部会における審議状況について各部会長から御報告をいただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野から御指導・御助言を頂戴したいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 出席者紹介等

【司会（横谷課長補佐(総括担当)）】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配布しております出席者名簿の順に紹介させていただきます。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村正司委員です。川村委員には、森林保全部会の部会長もお引き受けいただいております。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の齋藤哲委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の齋藤司委員でございます。

宮城県林業振興協会会長の佐藤久一郎委員でございます。佐藤委員には、森林保護部会の部会長をお引き受けいただいております。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員でございます。

東北大学大学院農学研究科教授の清和研二委員でございます。清和委員には、本審議会の会長をお引き受けいただいております。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員でございます。

尚絅学院大学環境構想学科准教授の鳥羽妙委員でございます。

東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授の丸尾容子委員でございます。

なお、宮城県町村会副会長南三陸町長の佐藤仁委員及びNPO法人水・環境ネット東北理事の谷田貝泰子委員におかれましては、本日私用のため欠席されております。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

それでは議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程により議長を会長が務めさせていただくことになっておりますので、この後の議事進行につきましては清和会長よりお願いいたします。

(4) 審議事項

【清和会長】

それでは議長を務めさせていただきます。よろしく御協力お願いいたします。始めに、

本日の議事録署名委員を齋藤哲委員，齋藤司委員にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

それでは，次第の3審議事項に入らせていただきます。平成30年11月1日付けで知事から諮問がありました宮城北部地域森林計画の樹立及び宮城南部地域森林計画の変更についてであります。この2件は関連がありますので，事務局から一括して御説明をお願いいたします。

- ① 宮城北部地域森林計画の樹立について
 - ② 宮城南部地域森林計画の変更について
- ・事務局説明（田中技術参事兼林業振興課長）（略）

【清和会長】

ありがとうございました。ただ今の御説明に対しまして，何か委員の方から御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【佐藤（久）委員】

労働力の不足などにより前期の結果が，ここ5年間の成績が5割と先程御報告ございました。それにも関わらず，伐採や林道においても全て今期は前期の計画よりも更に多くの計画量と書いてありますが，その実現性についての見通しはいかがでしょうか。

【田中技術参事兼林業振興課長】

上位計画としまして，全国森林計画というものがあります。それを踏まえて，国が各都道府県の実態に合わせて数字を割り振っております。目標達成に向けては国から必要な予算を確保しながら伐採や方針について補助事業を活用したり，平成28年度から取り組んでいる伐採から植林までの一貫作業システムを実施したり，施業地の集約化等によって林業の低コスト化・効率性を図る。それに加えまして，来年から始まる森林経営管理制度やそれらに関する森林環境譲与税という予算を活用しながら目標達成に取り組んで参りたいと考えております。かなり厳しい目標ではありますが，出来るだけ達成できるように取り組んで参りたいと考えております。

【佐藤（久）委員】

分かりました。もう少しよろしいですか。17ページに「標準伐期」とあります。これは県が「平均成長量が最大となる林齢を基準として」ということで決めています。例えば税務署の方で作っている標準伐期だと55年になっているんですね。昔は35年と決まっていたと思いますが，今は標準伐期という言葉で伐採をするのは50年が通常の伐期になっているように思います。50年になったから資源量あるので伐採しましょうとしているので，平均成長量最大の考え方は過去の指針のとおりであれば良いのですが，標準伐期という

言葉自体が税務署との差があるので、私は訂正をした方が良いのではないかと思います。国全体の問題でもあるかもしれませんので、そのあたりの調整をお願いしたいと思いません。

もう数点併せてございます。植栽本数ですが、これから一貫作業等の話、18ページに「1ヘクタールの植栽本数の基準」ということで書いてありますが、備考の欄には1,000本、2,000本でも良いとあります。国有林で普通に進められている植栽本数が必ずしも3,000本に固定していないので、この書き方で良いのかと思います。併せて、21ページには列状間伐を間伐の指針のように推奨していますが、列状間伐を果たして我々が取って良いのか、実生苗で我々は植えていますので、実生苗は挿し木苗とは違いますから、列状間伐をこの指針の中に入れて良いのかと思います。併せて25ページの林道。林道には「林業専用道の作成指針等」の「林業専用道あるいは作業道」とありますが、昨年から20トントラックが入れる林業生産基盤整備道のこともありますので、それも指針の中に入れるべきではないかと思います。数点併せてお願いいたします。

【田中技術参事兼林業振興課長】

まずは伐期齢の関係ですが、確かに長伐期に移行している部分もありますが、標準伐期齢を定めて、木材の用途としてあまり大径木にならないうちに色々な用途に使うという流れもあります。必ずしも長伐期が優遇されるということも無くなってきている状況です。尚かつ間伐材も利用間伐で小径木も活用する中で、やはりバランス良く活用していくためにはこういった一部を基準にしてこのまま使うことも必要と考えられます。確かに長伐期の面についても、ちゃんと計画に載せて対応する必要もあるということも考えられますので、今後そういった辺りも検討して参りたいと考えております。

それから、植栽本数の関係につきましては、基本的には低コスト造林ということで伐採後なかなか再造林がされないという中で、低コストで下刈り等の保育も軽減できるということから、備考欄の記載になります。1,000本から2,000本の大苗、またはコンテナ苗を使った場合には大丈夫ですよということで、それでも長年築いてきた1ヘクタールあたり3,000本というのは、今後も林業施業の一つの基準として定めておく必要があると考えております。

それから、林道や路網整備の関係でございます。先程委員から御提案がありました大規模なものにつきましても、今後条件によっては導入できることもありますので、この計画書になればやれないということではございません。そういったいろいろな要望・条件に対応していけるものは、今後もこういったものに反映していきたいと考えております。

列状間伐につきましては、標準的な方法が困難な場合ということで示しているものがありまして、これが標準であるということではありません。国では推奨している実情はありますが、これは本当に地域の実情に合わせて従来型の定性的間伐を推進していくということで考えていただければよろしいかと思います。

【清和会長】

ありがとうございます。

【川村委員】

それぞれの計画書について、概要版でA4版それぞれ一枚ずつにまとめていただいておりますが、この中で3番の計画事項(1)の計画事項の変更で従来から変更した内容について記載しております。この①の花粉発生源対策のための指針を変更しているということで、計画書の18ページを見ますと、スギ苗を選定する際は少花粉スギの導入を促進すると記載されていますが、この少花粉のスギにつきましては、国や県の研究機関でもかなり開発されていると思います。現実には県内のスギの植栽に対してスギ苗の供給というのはどの程度になっているのでしょうか。

【渡辺森林整備課長】

森林整備課長の渡辺でございます。スギの少花粉苗ということで、林業技術総合センターの方で5品種認定を受けてございます。通常のスギに比べて花粉の着果量が1%未満という品種で5品種を登録しております。平成19年から出荷していますが、徐々に増やしているということで、やっと今年度になって10万本規模。今年の秋から来春に向けての出荷予定が12万本でございます。12万本で何ヘクタールになるかということは、コンテナ苗も活用していますので、すべからく3,000本ではありません。例えば2,000本で計算してみますと、約50ヘクタール分です。現在スギの造林が約150~200ヘクタールありますので、今年の12万本分が植えられますと、4分の1からうまくいけば3分の1まで少花粉スギに植え替えられる予定になると思っております。花粉が少ないとスギの木から種がなかなか採れないため、林業技術総合センターの中で穂を採ってミストハウスというところに入れて挿して根を生やして苗木屋さん提供して、それから出荷ということで、これも年間約8万~10万本規模になっているところです。昨年、29年からやっと種子も採れ始めています。まだ少量ですが、少花粉スギの親木から作業して種子を採るところまで来ました。今後更に種子を増やして行って、なるべく通常のスギではなくて少花粉のスギの割合を増やしていきたいというのが我々の考えでございます。林業技術総合センターの改良が必要であるとか、まだまだ少花粉スギの種の発芽率が悪いという実態もありますので、そういうところの向上を図っていかないと、一気に増えないですが、徐々に増やしている状況でございますし、県の制度としても少花粉スギを優先的に植えていただくという補助制度に誘導していきたいと思っておりますので、今後ますます増やしていきたいと思っております。

【川村委員】

ありがとうございました。もう一点よろしいでしょうか。同じく概要版で、計画事項の(2)計画の大元になる地域森林計画対象森林についてです。この表を見ますと、精度向上による減が1,200ヘクタール以上あります。南部の変更につきましても、680ヘクタールくらいあります。これの主な原因が、上の記載を見ると林地台帳制度創設というものが出てきたからというように思います。従来は県が持っている森林簿と一体となった計画図を持って計画対象森林を確定していました。これに変わるような林地台帳というものが整備された結果このようになったということなのではないでしょうか。

【田中技術参事兼林業振興課長】

基本的には森林情報の精度向上によりまして整合を図った結果、面積が減少したのですが、その原因として林地台帳も大きな因子を占めております。林地台帳作成にあたっては、法務局の登記情報登記簿と公図。これらを参考とさせていただいております。それから、航空写真やGISの地図情報などで面積を比較した結果、図面上に存在しない森林簿、森林の情報を記載している書面ですが、それに存在しない森林簿データというものが数多く見られました。台帳には載っていますが図面にはないというものが2,000ヘクタール程ありました。その逆に、図面にあるのに森林簿に載っていないというものも若干ありました。それらを総合して約2,000ヘクタール程今回減少したという形になっております。林地台帳を導入したからだという表現を一部しておりますが、その林地台帳とは、森林所有者の所在が不明な森林、あるいは林地の境界が不明な森林が、最近代替わりもあって相当増えてきています。森林整備を今後進めていく上で、森林所有者を特定できないと仕事が進まないということで、これらの特定に多大な時間やコストもかかっているという状況です。

来年から森林経営管理制度がスタートします。それについては明確に所有者が分からなければ、進めることが出来ないということもありまして、これらを解消するために平成28年5月に森林法が改正され林地台帳制度が創設されています。それに含めて精度向上を図った結果、2,000ヘクタール程減少したということでございます。

【清和会長】

私から一つ。14ページの公益的機能別施業森林。施業方法として色々方法が書いてありますが、実際の計画事項など具体的にはどう反映されていますか。

【田中技術参事兼林業振興課長】

具体的には、実際に造林・間伐を施業の中で実施する。こういった区分毎に何ヘクタールという区分はしておりません。

【清和会長】

努力目標として書かれていますが、こういったことはこれから新しく進めていくべき事項ですので、実際やる場合大まかな計画で机上の計画であっても、何らかの指針はあったほうが良いのではないのでしょうか。こういったことはどこにも書いてあることで、読んで終わりとならざるを得ません。

【田中技術参事兼林業振興課長】

これにつきましては、23ページに記載しております。それぞれ公益的機能別森林施業に関する事項ということで、それぞれ機能区分毎に整備の目標を示しております。より具体的な内容については、県の森林計画を受け市町村が立てる市町村森林整備計画の方で立てていただくとということになっております。

【清和会長】

そうだと、具体的には任せてしまうということですか。

【田中技術参事兼林業振興課長】

そういうことになります。

【清和会長】

しかし、それでは主伐や伐採面積、人工造林等こういったことは一応県としては立てている訳で、主間伐合計でこれくらいやるとこういったことと、あとは複層林や天然更新といったことまで書いてあるので、どういった施業をするとどういった場合どういった林型になるのか、それぞれ変わってくるはずですが。ある程度具体的な施業方法と目標といった大まかな指針が無いと、市町村が具体的にやってくれと言われてもなかなか実現性が少ない、絵に描いた餅にならないかと心配です。

【田中技術参事兼林業振興課長】

各地域事務所から市町村に対してきめ細かく指導することによってなんとか絵に描いた餅にならないように実効性を確保しながら進めていきたいと考えております。

【小杉次長】

若干補足させていただきます。地域森林計画で標準的、あるべき姿を規定しまして、田中課長が話したようにそれを市町村森林整備計画で更に具体化して、それを実行を担保する政策・施策としましては、色々な手法があります。一つは、保安林として規制を掛けて誘導していくという方法があります。例えば、水源涵養保安林であれば伐区の上限を設けたり、連続させないとか、造林の仕方を決めたり指定施業要件として決めていく。後は一般民有林に対する補助金で誘導していく。補助事業であるべき姿に誘導していくという方法もあります。後は、民間で立てる森林経営計画。申請していただいて、市町村長や知事が認定し森林経営計画を認定していきませんが、その基準で誘導していくというような方法もあります。それらを上手く使いながら目指すべき姿にしていくというのが地域森林計画の基本の考え方になっているところです。

【清和会長】

判るんですが、例えば、重視すべき機能に応じたということで土地利用区分していくといったことで、例えば12ページの治山事業でスギの木材生産に特化した林であると。川沿いの林はスギでいくと。しかし川縁などそういった機能を重視すれば複層林化していくだろうと。そういった重視すべき機能に応じて整備目標を立てて特化していくといったことで良いのか、というのが一つ。それと、こういった考え方だとこのような治山事業でスギ林の中に治山ダムを造って、川縁とか造らず魚道も造らない。といったようなそれぞれの目標に特化した森づくりにしていくということで良いですか。ですから環境保全とか文化的機能とかに配慮する森だけで色んな複層林や長伐期などを作っていくと。そうでないところは木材機能に特化した合理的な経営をしていくといった考え方な

んですか。計画に当たって色んな方向がありますが、12ページの下の方の「重視すべき機能に応じた多様な森林整備の保全」これが一番強く縛りにかかっています。次のページの公益的機能の施業方法とありますが、これらは全ての森林に対してこういったことはやらない、特定の環境保全的機能を高めるべき森林に指定した場合にこういった施業をやっていくということによろしいですか。

【小杉次長】

難しい問いかけであります。基本的な考えとしましては、計画書本体の15ページの最初の前書きの部分に「森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り多面的機能を総合的かつ高度に発揮するために各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を次のとおり決める」ということで、基本的には、一つの機能に特化させるというよりは多面的機能を調和させて発揮していくということが基本になると考えております。

【清和会長】

その辺が市町村が理解できるのでしょうか。

【小杉次長】

より重視すべき機能を市町村森林整備計画の方では地域区分、このエリアは水源涵養重視とかそういったことで公益的機能発揮を重視するところは地域区分をしていますが、例えば木材生産機能を主とするところであっても、その他の多面的機能の発揮には配慮していくということが基本になってくるというふうに考えております。

【清和会長】

過渡的な時代ですから、そういった考えも計画に反映されてきている時代であるとは思いますが、その辺りをもっと具体的に明確に誘導していくような形であれば良いなと感じました。

【田中技術参事兼林業振興課長】

ありがとうございます。続きではありますが、県の地域森林計画も最後に国に対して意見を求める形になっておりますし、市町村森林整備計画についても県が意見を述べる機会があります。市町村が立ててきた機能区分に応じた取り扱いについても「ここはこうすべき」というところがあれば、県の方から意見を付して、返して適正な森林の位置付けにさせていただくということも出来ますので、その面も含めて適正な区分という形に誘導することは可能だと思いますので、その辺はきめ細かく対応していきたいと考えております。

【進藤委員】

こちらの事業の13ページの4の2の計画事項の中で、減少の90.51ヘクタールが太陽光発電等のためであったと説明があったのですが、午前中に私ども保全部会で太陽光発電

の審議をしてきました。一つ一つはちゃんと基準を満たしていたとしても、ある地域によっては建設ラッシュみたいになっていて、大分多くの太陽光が設けられていまして、全体ではどうなのだろうといつも思ってしまいます。そういったことは森林計画書の中では排除してしまうというように、これでは受け止められたのですが、全体として見たときの歯止めをこの中に盛り込むということは出来ないのでしょうか。

【田中技術参事兼林業振興課長】

太陽光発電に限らずこういった開発行為は、基本的には森林法に基づく適正な手続きを踏んだ申請があり、条件をクリアしていれば許可しなければならないという規定になっておりまして、なかなか歯止めをかけることが難しい状況であります。しかし規模がかなり大きくなってくると、森林法以外の規制も掛かって参りますので、そちらの方とも連携して対応する形になるかと思えます。森林法の範囲内で留まっているうちはなかなか難しいというのが現状です。

【清和会長】

他にございますか。

【高橋委員】

10ページのところに、「林業の生産性の悪化に伴う森林所有者の意欲減退」と書いてありますが、本体の方の93ページを拝見すると、「林業労働力の概況」というところで、林業従事者が県内で1,438人と書いてあります。これは結構驚愕な数字だと感じております。「持続可能な森林経営」ということで、建設業においても宮大工がいなく高齢化していて、若い人がいないというのも、生活できるだけのお金が手に入らないため他に行くということにどうしてもなっています。一方で、プレカットの住宅が90何パーセントと増えていて、プレカットであっても例えば県産材の大径木を使った梁が見える状態で、例えば乾燥していいですよと説明をした状態であれば、そのようなものを好んで買ってくれる方が何パーセントかいらっしゃるということで生き残っている建設業界の方もいらっしゃいます。しかし、労働力がこれからも減少していくと、林業のような非常に厳しい環境でなければいけない仕事はなおさら手厚くやっついていかないとまずいだろうなと感じているところです。この人数に対して、高齢化は当然していると思えますが、これでいったら若い人がどれくらい入っているということが分かる数字ではないかという気がします。その辺に対して県の方は、今までの話ですと県の計画が市町村に下りていて頑張ってくださいねということになると思うのですが、手厚くしないともう間に合わないレベルに来ているのかなと思えます。その辺の見通しがこれ以外にも数字等あれば教えていただきたいと思えます。

【田中技術参事兼林業振興課長】

林業労働力の関係については、現在1,438名ですが、前回の国勢調査においては1,366名ということで、これに比べると若干増えてはきているところです。年度毎の新規従業者数についても、多くはないですが50～80人の間で新規の労働者が入ってきております。

その内、すぐ辞めた方等含めても定着率は割と高く80～89パーセント近くまで定着されており、1年間ではありますが、9割近い定着率があります。いずれにしても、この業界はまだまだ福利厚生ですとか待遇があまり良くないものですから、経営者の方々に対する研修というのでも企画しております。やはり定着していただく、林業に参入してもらうためには待遇改善を含めた経営者の意識改革というものも重要だろうということで、今後そういったところにも力を入れて進めて参りたいと考えております。

【高橋委員】

建築関係の方しか分からないのですが、膨大な資料を見させていただきました。火事が増えているような状態で行くと、火事になると必ず死人が出るというところから言うと建設の新材材から出てくる煙で死人が出るというところがあります。昔は火事で人は死ななかったということがあれば、古い建物の調査をよくしているところから言うと、木材は非常に丈夫です。しかし、皆さん寒い等の概念になってしまっているところがあります。自然の素材を使って木材を沢山使い、例えば自然の素材の断熱材を使って暖かくなるとか、アウトプットのこのようところが少し高いけれど40年スパンではなく60年スパンで、100年スパンでいけば、例えば宮城スタイルといったようなものですか、そのようなことも建設関係と合体してやっていただければ、県産材のことも今宮城県でやってらっしゃいますが、その辺と合致していかなければなかなかここだけでは上手くいかないのかなというふうに思っています。数パーセントのレベルであるのですが、それでもやはり定着率が新規参入者の方がそれだけ残っているのであれば、こういう努力の結果が残ってくると思っていますので、建築士会の方でもその辺はやりつつありますが、広く県民に宮城県の材料を使えというような方向になっていけば良いのではないかと考えています。ありがとうございます。

【田中技術参事兼林業振興課長】

それに関して一言申し上げます。先日、私も審査に参加して参りましたが、県木協主催の宮城木造住宅コンクールを開催してございまして、そこで木材をふんだんに使っていただいて断熱効果も含めて木の良さをPRしていただいているという住宅数十軒の応募の中から絞り込んで、最終選考に残ったところについては全て現地調査をさせていただきました。その素晴らしさを我々が評価しつつもそれを最後に冊子にまとめ、こういった素晴らしい木造住宅がありますと紹介する取り組みを行っております。発行部数も少ないので皆さんの所までなかなか行き届かない面もありますが、そういった面も強化しながら進めて参りたいと考えております。

【清和会長】

ありがとうございました。他にご意見ございますか。

【鳥羽委員】

木質バイオマスの利用についてですが、他の林業従事者の養成や確保、機械化の推進

については、ちゃんとそれについて書いてあるんだなと分かるくらい具体的に書いてありますが、なかなか木質バイオマスの推進について具体的なものが少ないと感じます。

この間、仙台市の火力発電所が仙台港に建設されまして、そこでの木質バイオマスが全部北米産だということで忸怩たる思いを抱きました。そういうところに県産のバイオマスを入れていくとか、そういうところの具体的な推進方法というものをもう少し盛り込んでいただけないかなと思ったしだいです。

【田中技術参事兼林業振興課長】

木質バイオマスの関係につきましては、仙台港周辺、あるいは東松島市で大規模な石炭混焼ですとか今後計画している大規模なものについては、木質バイオマス専焼の部分もありますが、かなり規模が大きくて、県産のバイオマスだけでは全然数量が足りない状況です。ほとんど輸入ペレットを使っているという状況です。しかし、そういったものについても県の方でもなるべく情報収集しまして、県産材をどれだけ使っていただけるのか、発電所側の体制等を意見交換しながらできるだけ県内産の木質バイオマスも使っていただく。それとは別に、木質バイオマス資源は県内各地にありまして、それを効率よく使っていただくためには、1カ所に大規模な火力発電所等を建設するというよりも、小規模であっても各地に未利用資源を有効に使っていただけるようバランス良く県内に配置したいという方向で検討しております。

【鳥羽委員】

間伐材の利用や山の中に放置されてしまうような物の有効活用というところも加えていただくと補助金が下りるなり、市町村が積極的に使うなりという方向に行くのかなという気もします。どこかに盛り込んでいただけたらなと思います。もう一つ、鳥獣防止のところについてです。駆除の方法等が書かれているのは分かりますが、持続可能というのであれば、駆除した後廃棄物として処理するのではなく、きちんと利用するという形を推奨する等の文言も入れていただけるといいかなと思いました。

【田中技術参事兼林業振興課長】

間伐材の有効利用については、木質資源の有効利用ということで、先程申し上げたような趣旨で計画書の27ページの「地域のバイオマス資源を含めた間伐材と未利用資源の有効利用」ということで、推進して参りたいと考えております。鳥獣被害の関係につきましては、利用ということまでは地域森林計画の中では難しいところです。

【後藤参事兼自然保護課長】

主に林業被害の場合ですとニホンジカになります。県内のニホンジカは放射能の関係上流通がストップされてございますが、今石巻の事業者さんだけ全頭検査に基づいて出荷できるという体制は取っております。そのような事業者さんが他にもいらっしゃれば、結果的には全頭検査をして放射能の100ベクレル未満の食品だけ流通に回せるというルールがございますので、そのルートに乗せていくという形になると思います。

しかし、県内だけで消費しているわけではございません。全国に事業者さんが発送し

ているようですが、ニホンジカが沢山余っているのは宮城県だけではありません。結局ジビエで全部食べましょうというのもなかなか難しいのかなというのが一つございます。後は、ジビエ用に捕獲するという手法を取らなければなりませんので、殺処分した物を全てジビエで食べましょうとはなかなか出来ません。そのような手間やコストを意識したときに、事業者さんがどれ程かかってくるのかなというところがあります。全国では農水省挙げてやっているようですが、なかなか軌道に乗らないのかなと思っております。

【小杉次長】

計画書としては、31ページに「鳥獣害の防止に関する事項」ということで、昔に比べれば大分記載内容も増えてきています。地域で取られる防止対策の一環として、森林・林業サイドでもこういった考え方でやっていきますと書いております。後は、ジビエの利用等については、もっと大きな観点で鳥獣管理ということやっていかななくてはならないと思っています。森林で書くべきことは書いてきているというふうに理解していただければと思います。利活用を否定するという意味ではありません。

【清和会長】

他にご意見なければ、審議事項についてはお諮りしてよろしいでしょうか。それではお諮りいたします。審議事項の「宮城北部地域森林計画の樹立について及び宮城南地域森林計画の変更について」この2件について、原案のどおり適当と認めるとしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

異議なしということですので、審議事項1の「宮城北部地域森林計画の樹立について及び宮城南地域森林計画の変更について」の2件については、原案のとおり適当と認めるとする旨の答申をすることに決定いたしました。以上をもちまして、審議事項1については終了いたします。

(4) 審議事項

続きまして、次第4の報告事項に進みます。最初に報告事項(1)の森林保全部会の審議状況について、森林保全部会の川村会長よりお願いいたします。

① 森林保全部会の審議状況について

- ・ 川村部会長説明 (略)

【清和会長】

ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

【佐藤(久)委員】

先程森林に戻す、復元するというものでありましたが、土砂採取が目的の場所が主に

なのでしょうが、それ以外の所はあくまで森林だった所だと思いますが、義務付けるところをもう少し教えていただけたらと思います。

【川村委員】

太陽光発電所の初期の事業目的が完了した時点で、当然許可条件としては施設を完全撤去して災害のないように返地するとなっておりますが、必ず森林に戻しなさいということは許可条件としては無理だということがございます。過大な許可条件になるという判断がございますので、例えば留意事項で附さなかった案件につきましては、個人所有者等から土地そのものを貸借契約して更地にして所有者に戻すとか、あるいは草地の状態で整備して自然復旧の形で戻すとか計画書そのものに森林に復元するという明記が無いものですから、明記がある物ものについてはそういう留意事項として附したということです。

【清和会長】

他にございませんか。質問が無いようなので、次の議事に移りたいと思います。続きまして、森林保護部会からお願いいたします。

② 森林保護部会の審議状況について

- ・ 佐藤部会長説明 (略)

【清和会長】

薬剤散布とか、地域の方はやはり景観を残した方が良いのか、薬剤散布はもういらないうる人も増えていると思うのですが、そういった地域の意見は反映されているのですか。

【佐藤（久）委員】

議論の中からは出て参りませんでした。いかがでしょうか。

【渡辺森林整備課長】

基本的には、現在の空中散布等につきましては松島地域で、それ以外の地上散布地域は県内各地で市町村主体となってやっております。空中散布は県と市町村が連携してやっておりますが、基本的には地元の要望を受けてマツを守るという目的で地上散布をやっておりまして、ある程度地元の理解を得ながら進めている状況でございます。県には反対の意見は入ってきておりません。ただ、特に松島に関しましては、平成23年度は東日本大震災で物理的に空中散布ができませんでした。24年度はヘリコプターの準備が整わず、入札にかけましたが応札者がいなかったということで、2年間空中散布できませんでした。その結果、松島地域ではかなり被害が拡大しております。面的な防除をやる上で、空中散布はかなり効果的な方法となっております。それでも止まらないところは伐倒駆除、単木的に特に効果があるのは樹幹注入でして、その代わり一本一本注入しなければなりませんから、コストはかなりかかります。そのようなことから、現在は色々

な手法を組み合わせながら対策を取っております。薬剤散布も市町村等の要望を踏まえながらやっています。面積は縮小しておりますし、出来るところは樹幹注入に切り替えて対応をしているところでございます。

(5) 情報提供

【清和会長】

他に質問ございませんでしょうか。

続きまして、次第5の情報提供をお願いいたします。森林経営管理制度についてよろしくをお願いいたします。

○ 森林経営管理制度等について

- ・事務局説明（田中技術参事兼林業振興課長）（略）
- ・質疑応答（略）

【清和会長】

以上をもちまして本日の森林審議会の議事を終了したいと思います。御協力どうもありがとうございました。

(6) その他

【司会（横谷課長補佐(総括担当)）】

清和会長どうもありがとうございました。

最後に、次第の6その他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。齋藤哲委員からお願いいたします。

- アオモリトドマツの立枯について話題提供（齋藤（哲）委員説明）（略）

【司会（横谷課長補佐(総括担当)）】

齋藤哲委員，話題提供ありがとうございました。その他に委員から何かございますか。

それでは、事務局から今後の審議会の開催予定等につきましてご連絡申し上げます。

- 今後の審議会の開催予定等について（略）

【司会（横谷課長補佐(総括担当)）】

この件につきまして、何かご質問等はございますか。

それでは以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会の一切を終了させていただきます。

本日は誠に長時間ありがとうございました。

< 閉 会 >

議事録署名委員

平成 31 年 / 月 21 日

委員

齋藤哲



平成 31 年 / 月 31 日

委員

齋藤司

